

人を対象とする医学系研究に関する情報公開文書

この研究の詳細についてお知りになりたい方は、下欄の問い合わせ担当者まで直接お問い合わせください。

なお、この研究の研究対象者に該当すると思われる方の中で、ご自身の診療情報（カルテの情報）をこの研究に使ってほしくないと思われた場合にも、下欄の問い合わせ担当者までその旨をご連絡下さい。

試料・情報の利用 目的及び利用方 法	<p>研究の名称 Multidisciplinary discussion により診断された特発性肺線維症症例における気管支肺胞洗浄液所見の意義に関する研究 Multidisciplinary discussion：多職種合議(MDD)</p> <p>研究の対象 2009年4月～2014年3月に慢性型特発性間質性肺炎と診断され、外科的肺生検を実施された患者さん</p> <p>研究の目的 特発性間質性肺炎 (IIPs) とは、原因を特定しえない間質性肺疾患 (ILD) の総称で、当院では2015年に上記の期間に当科を受診された患者さんを対象として、多施設研究を実施しました。先の研究では、全国の協力施設から浜松医科大学第2内科に情報が集約され、データベース化されました。 今回はそのデータベースを用い、診断が特発性間質性肺炎のうちの一病型である特発性肺線維症であった患者さんの情報を用いて、特発性肺線維症の診断時に気管支肺胞洗浄(BAL)検査を受けた方と受けなかった方のその後の治療内容や臨床経過、予後などの違いを検討する目的で研究を行います。</p> <p>《研究に至る背景》 気管支肺胞洗浄(BAL)は特発性間質性肺炎の診断において必要な検査手技です。特発性肺線維症の患者さんに BAL を実施することにより、BAL を実施しない場合と比較して予後に関連するかどうか十分な検討が行われていません。2018年9月に発表された ATS/ERS/JRS/ALAT の特発性肺線維症診断ガイドラインでは、BAL の実施が予後と関係するかを検討した論文は見出せないと記載されました。本研究は多数例を後ろ向きに検討することによりガイドラインの記載を検証し、BAL の有用性を実証できる可能性があります。</p>
--------------------------	--

人を対象とする医学系研究に関する情報公開文書

	<p>研究の期間</p> <p>2019年3月から2021年12月まで</p> <p>他の機関に提供する場合には、その方法</p> <p>この研究では共同研究機関以外に情報を提供しません。</p>
<p>利用し、又は提供する試料・情報の項目</p>	<p>研究に使用する試料・情報：</p> <p>検査データ、診療記録、CTデータ、薬歴などの情報</p> <p>個人を特定しうる情報は一切用いません。</p>
<p>利用する者の範囲</p>	<p>共同研究機関の名称及び研究責任者</p> <p>虎の門病院呼吸器センター内科 医長 宮本篤</p>
<p>試料・情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称</p>	<p>研究責任者</p> <p>虎の門病院呼吸器センター内科 医長 宮本篤</p> <p>浜松医科大学 医学部 内科学第二講座 須田隆文</p> <p>公立陶生病院 呼吸器アレルギー内科 部長 近藤康博</p> <p>京都大学大学院 医学研究科社会健康医学系専攻健康情報学分野 中山健夫</p>
<p>試料・情報の利用又は他の研究機関への提供の停止（受付方法含む）</p>	<p>本研究では、すでに個人情報特定できない個人が特定できないように匿名化の状態となった情報を扱います。したがって、あなたの情報を研究に使用することを望まない場合であっても、あなたの情報を特定することができないため、連絡を頂いてもその使用を停止することができません。</p>
<p>資料の入手または閲覧</p>	<p>この臨床研究の計画や方法については、あなたのご希望に応じて資料の要求または閲覧ができます。</p>
<p>情報の開示</p>	<p>あなたご自身が研究の概要や結果などの情報の開示を希望される場合は、他の参加者に不利益が及ばない範囲内で、原則的に結果を開示いたします。しかし、情報の開示を希望されない場合は、開示いたしません。</p> <p>また、本研究の参加者以外の方が情報の開示を希望する場合は、原則的に結果を開示致しません。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>〒431-3192</p> <p>浜松市東区半田山一丁目20番1号</p> <p>浜松医科大学医学部附属病院</p> <p>診療科：内科学第二講座</p> <p>担当者：穂積宏尚</p> <p>TEL：053-435-2263</p> <p>FAX：053-435-2354</p>